

らんこし議会だより

令和3年11月

号外

11月2日（火）開催の特別委員会において、全会一致で核抜き条例を採決

条例制定に係るこれまでの経緯等については、らんこし議会だより11月号に掲載しておりますが、11月2日に3回目の

開催となる（仮称）蘭越町に特定放射性廃棄物を持ち込ませない条例制定特別委員会にて、



全議員賛成のもと条例を採決しました。

今後は、12月に開催される第4回定例会に上程し、可決される予定ですが、町民の皆様は条例の内容をお知らせいたします。

なお、3月18日に可決された「原子力発電環境整備機構が行う文献調査に関する決議」を裏面に掲載しましたが、『決議』は、対外的に蘭越町議会の意思を表明するものであり、『条例』は法律の

範囲内で議会の議決によって制定されるものです。

蘭越町に特定放射性廃棄物を持ち込ませない条例

わたしたちのまち蘭越町のみどり豊かな山々、清らかな川、豊穡の沃野などの美しい自然を享受し、将来に引き継ぐことは、町民すべての願いであり、使命である。

一方で、特定放射性廃棄物の処分の在り方や、福島第一原子力発電所の事故に係る除染及び廃炉は、国民的な課題であり、今後も議論を深めながら課題解決に向けた努力が必要である。

現在、特定放射性廃棄物の処分方法等についての安全性が十分確立されていない中で、蘭越町が、現在も、将来においても、町民が安心して暮らせる生活環境を維持するため、特定放射性廃棄物を町内に持ち込まないことを決意し、町民の総意として、この条例を制定する。

第1条 この条例は、特定放射性

廃棄物に係る施策に関し、基本理念を定め、並びに町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、特定放射性廃棄物による被害から町民の生命と財産を守り、町民が安心して暮らせる生活環境を維持し、もって地域の発展に資することを目的とする。

第2条 この条例において「特定放射性廃棄物」とは、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律117号）

第2条第1項に規定する特定放射性廃棄物をいう。

第3条 特定放射性廃棄物に係る施策は、蘭越町環境基本条例（平成14年蘭越町条例第5号）で定めるとおり、町民が健全で豊かな環境の恵みを受容する権利を有するとともに先人から受け継いだ貴重な財産である自然及び生活環境、農業をはじめとする産業並びに歴史ある文化を次の世代に引き継ぐ使命を有することを旨として行わなければならない。

2 特定放射性廃棄物に係る施策

は、町及び町民が協働してそれぞれの役割を担い、相互の連携の下に行わなければならない。

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、第6条に掲げる基本方針に基づく施策を総合的に実施する責務を有する。

2 町は、必要があると認めるときは、前項の施策を実施するための措置を講ずるものとする。

第5条 町民は、この条例の趣旨を尊重するとともに、特定放射性廃棄物の在り方等について理解を深めるよう努めるものとする。

第6条 町は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的に推進するものとする。

(1) 特定放射性廃棄物を町内に持ち込ませないこと。

(2) 町内における特定放射性廃棄物に係る調査事業の実施及び最終処分施設の建設を受け入れないこと。

(3) 特定放射性廃棄物をはじめ放射性廃棄物を生ずる原子力関連施設の建設を受け入れないこと。

原子力発電環境整備機構が行う文献調査に関する決議

昨年夏、寿都町及び神恵内村において突如明らかになった特定廃棄物最終処分場を巡る議論は、短期間のうちに結論が出され、原子力発電環境整備機構により文献調査が行われることとなった。

地域では、放射性廃棄物に関する懸念や不安、地域振興への期待など、立場の異なる関係者の意見がぶつかり合う状況にある。

蘭越町及び蘭越町議会は、寿都町の検討が明らかになった直後から、蘭越町民の懸念を伝えて反対の意思を表明するとともに、調査への応募を再考するよう申し入れてきた。

しかし、文献調査が実施された現在、蘭越町議会としては、「特定廃棄物の最終処分に関する法律施行規則」第10条に基づいて、調査結果の報告書が公告縦覧された時点で、調査が先に進むことに反対する意見書を機構へ提出する考えである。同時に本町にはいかなる放射性廃棄物等も持ち込ませない意思を表明する。

この間、北海道知事は、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づいて、文献調査が行われる両町村との対話を重ねてこられたが、引き続き、昨年10月の道議会決議の趣旨を踏まえた取組を進めていただきたい。

また、経済産業大臣が行う概要調査地区選定に伴う意見聴取に際しては、近隣町村及び北海道民の意見を参酌の上、反対の立場から意見を述べられることを願うものである。

蘭越町議会は、国民的な課題である特定放射性廃棄物の処分のあり方について、文献調査が行われる地域の周辺や北海道民の間には根強い反対意見があることを十分踏まえ、幅広い関係者の間で客観的な根拠に基づく冷静な議論が、透明性の高い形で行われることを求めるものである。

以上、決議する。

令和3年3月4日

北海道蘭越町議会

※本決議は、令和3年5月13日に北海道知事へ提出しております。